

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：福島県
農業委員会名：本宮市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

Table with 3 columns: 農家数(戸), 農業者数(人), 経営数(経営). Rows include 総農家数, 自給的農家数, 販売農家数, 農業就業者数, 認定農業者, etc.

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

Table with 6 columns: 田, 畑, 普通畑, 樹園地, 牧草畑, 計. Rows include 耕地面積, 経営耕地面積, 遊休農地面積, 農地台帳面積.

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会 任期満了年月日 R 年 月 日

Table with 7 columns: 選挙委員, 選任委員, 合計. Rows include 農業委員数, 認定農業者, 女性, 40代以下.

新制度に基づく農業委員会 任期満了年月日 R 4年 7月 19日

Table with 4 columns: 農業委員, 定数, 実数, 地区数. Rows include 農業委員数, 認定農業者, 認定農業者に準ずる者, 女性, 40代以下, 中立委員.

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2090ha	711.4ha	34.03%
課 題	順調に集積は進んでいるが、農用地利用改善団体の動きが鈍化している。 円滑な権利移動ができるよう、広報紙等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知している。 6月～8月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。 8月～11月 担い手への農地の利用集積に向けたあつせん活動。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	721.4ha	(うち新規集積面積	10ha)
	目標設定の考え方:農地利利用改善団体への集積			
活動計画	農用地利用改善団体・農地所有適格法人や特定農業法人に集積事業を実施する。 円滑な権利移動ができるよう、広報紙等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。 6月～8月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。 8月～11月 担い手への農地の利用集積に向けたあつせん活動。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課 題	農地所有適格法人設立に向け、特定農業団体の設立が急務であるが、農用地利用改善団体で組織が収束しているため意識改革が必要と思われる。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	地域の実情に合わせて、市と連携し増加を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2090ha	89.0ha	4.26%
課 題	継続的な作付作物の選定と耕作者の確保が必要であり、耕作放棄地の解消のため、担い手へ集積を実施する必要がある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 30ha		
	目標設定の考え方:担い手への集積を軸に遊休農地の所有者等に対する指導・助言によって、遊休農地面積の解消を目指す。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	21人	8月～9月	10月～11月
	調査方法	※管内全域を調査区域とし、道路から目視により実施 ※農業委員・農用地利用最適化推進委員で実施 ※当該農地等の状況を赤、緑に色分けし地図等を作成 ※仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を調査	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	12月～1月	1月～3月	
その他			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消目標面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2090ha	1.4ha
課 題	県から農地法に係る事務が権限移譲されたため、従来の案件については、農業委員会において適正に解消を図る。山間部は地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令3年度の活動計画

活動計画	違反転用の発生防止に向けた取組 9月 広報紙で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知。リーフレットで農業者に対し違反転用情報の農業委員会への提供呼びかけ 11月 重点監視地域での農地パトロールの実施。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入